

2026年6月吉日

各位

ジャックスリース株式会社

【重要】6月継続車検における納税証明書について

拝啓

貴社ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、6月上旬に車検を実施される加盟店様へ、自動車税の納税証明書に関するご案内を申し上げます。

オンライン上で検査機関が納税状況を確認できる各種システム※の運用開始に伴い、継続検査窓口における納税証明書の提示は原則不要となっております。そのため、当社および当社メンテナンス委託会社からの納税証明書の送付は、原則として行っておりません。

※各種システム：JNKS（自動車税納付確認システム）・軽 JNKS（軽自動車税納付確認システム）・OSS（ワンストップサービス）

一方で、自動車税の納付は例年5月中旬から6月上旬に集中し、自治体の納税通知書発送時期によっては、納付手続または納付情報のシステム反映が継続検査実施日に間に合わない場合がございます。

つきましては、可能な範囲で6月中旬以降での継続検査実施のご検討ならびに日程のご調整にご協力賜りますようお願い申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

■継続検査について

【5月31日までに継続検査を受けられる場合】

該当年度分の自動車税が未納であっても、前年度分の自動車税が納付済みであれば受検可能です。

【6月1日以降に継続検査を受けられる場合】

原則として当該年度分の自動車税の納付が完了し、納付情報が確認できる状態であることが必要です。

■6月上旬の継続検査における納税証明書送付依頼について

6月に継続検査を実施する際、納付情報が各種システムに反映されておらず、オンラインで確認できない場合等は、窓口で納税証明書の提示が求められることがあります。

納税証明書が必要となる場合は、当社までお問い合わせください。

【お問合せ先】

ジャックスリース株式会社 契約管理部 車両管理課

TEL : 03-6327-2203

以上